

畑の貸付けに関する実施要領

(目的)

第1条 畑の貸付けは、不要かつ処分困難な市有地を有効活用するとともに、維持管理経費の縮減を図ることを目的とする。

(維持管理)

第2条 当該市有地（通路・水路等の共用部分、空土地及び周辺土地等貸付け以外の部分を含む）における畑としての利用に必要な維持管理は、借受人が行わなければならない。

(貸付方法)

第3条 畑の貸付けは、公募により行うものとし、予約の先着順に空土地から貸付箇所を選択ができるものとする。ただし、市が当該市有地の効率的な運用を図る必要があると判断した場合はこの限りではない。また、平成24年度以前からの借受人への貸付箇所については公募に優先する。

2 貸付範囲は、申請者の希望を尊重しつつ、当該市有地の効率的な運用を踏まえて、市が調整・決定するものとする。なお、借受人1人に対する貸付面積の下限は30㎡とする。ただし、平成24年度以前から当該下限を満たしていなかった借受人についてはこの下限の適用を猶予する。

(契約)

第4条 借受人はこの実施要領記載事項を承諾した上で、市と別途土地賃貸借契約を締結するものとする。

2 契約期間は、原則3ヶ年（更新時期は固定資産税評価替えの年度の翌年度に統一）とし、年度途中の借受人の都合による貸付面積の縮小及び解約は不可とする。

3 市は、国、地方公共団体その他公共団体において、貸付地を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、いつでも契約を解除できるものとし、借受人は、この契約解除により損害を受けた場合でも、市に対してその損害の補償を請求することができないものとする。

(貸付面積の算定)

第5条 精密な測量等を行うことは困難であることから、別途定める基準に沿って市が面積を算定することとし、借受人は、これに対する不服の申立てはできないものとする。

2 貸付面積には、共用となる貸付箇所の外周通路は含まず、同一借受人の耕作地間の通路は含むものとする。また、隣接借受人への貸付箇所との間に仕切りがある場合は、この仕切りまでを貸付面積に含む。

(貸付単価の統一)

第6条 貸付料の算定については、普通財産貸付料算定基準のとおりとする。ただし、公平性を保つため、激変緩和措置を全ての借受人（新規・継続の区別無し）の1㎡当たり単価について適用し、同一市有地の借受人の単価を統一するものとする。